

平成 21 年 8 月 31 日

各 位

会社名 アイティメディア株式会社
U R L <http://corp.itmedia.co.jp/>
代表者名 代表取締役社長 大槻 利樹
(コード番号:2148 東証マザーズ)
問合せ先 常務執行役員管理本部長 小林教至
(TEL 03 - 6824 - 9396)

ストックオプション(新株予約権)の発行内容等に関するお知らせ

当社は、平成21年8月31日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定ならびに当社第10回定時株主総会に基づき、当社の取締役、監査役および従業員、当社子会社の取締役ならびに社外協力者に対するストックオプションとして割当てる新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込価額、その他未定の部分は、当該新株予約権の割当日である平成21年10月1日に決定する予定であります。

記

1. スtockオプションを発行する理由

当社の取締役、従業員ならびに当社子会社の取締役の業績向上に対する意識や意欲を一層高めることおよび監査役の適正な監査に対する意識を高めること、社外協力者の当社の業績向上へのインセンティブを高めることにより、株主価値の向上を意識した経営を推進するとともに優秀な人材を確保するために、次の要領により新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割当てる新株予約権の数

当社取締役	6名	700個
当社監査役	4名	58個
当社従業員	127名	1,858個
当社子会社の取締役	1名	30個
社外協力者	2名	42個
合計	140名	2,688個

なお、申込みがあった人数または新株予約権の数が前述の数に達しない場合は、その申込みのあった人数および数をもって、割当てする人数および新株予約権の数とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 2,688 株

前述の数は、割当予定の新株予約権の目的となる株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てする新株予約権の総数が減少したときは、割当てする新株予約権の総数すなわち発行する新株予約権の総数に新株予約権1個あたりの目的となる株式の数1株を乗じた数を新株予約権の目的となる株式の数とする。

当社が、株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の総数

2,688 個

新株予約権1個あたりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、1株とする。ただし、新株予約権を割当てする日(以下「割当日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。また、割当日以降、当社が普通株式につき無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(4) 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の1株あたりの金額(以下「行使価額」という。)は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所の当社普通株式の終値平均値または割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合、行使価額は、次の算式により分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げられるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する(会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く)場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日後に、合併または会社分割等を行う場合、その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

平成23年10月2日～平成26年10月1日

(7) 新株予約権の行使条件

①対象者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。

- a. 平成23年10月2日より1年間は、割当てられた新株予約権の25%について権利行使することができる。
- b. 上記a. 経過後、1年間は、割当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
- c. 上記b. 経過後、平成26年10月1日までは、割当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。

②新株予約権の割当てを受けた当社の取締役、監査役および従業員ならびに当社子会社の取締役は、権利行使の時に、当社ならびに当社の子会社および関連会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、会社都合による退職、その他取締役会が認める正当な事由のある場合は、この限りでない。

③新株予約権の割当てを受けた当社の社外協力者は、権利行使の時に、社外協力者の地位にあることを要する。但し、上記に該当しない場合にあっても、新株予約権の行使に先立ち、当行使に係る新株予約権の個数および行使の時期につき、当社の取締役会の承認を受けた場合この限りではない。

④対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。

⑤対象者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金および資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

- ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から本号①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得条項

- ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認されたとき(株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議がなされたとき)、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認されたとき(株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得できる。
- ②対象者が、新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、その新株予約権を無償で取得できる。
- ③上記のほか、当社は当社取締役会が別途定める日にいつでも新株予約権を無償で取得できる。

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)の定めに準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(5)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記(6)に定められる新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行使の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(7)に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧新株予約権の取得事由及び条件

上記(10)に準じて決定する。

(12) 新株予約権の割当日

平成 21 年10 月1日

(13) 支配株主との取引等に関する事項

本取引は、その一部につきまして、支配株主との取引等に該当しております。当社が、平成 21 年6 月 23 日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に関する本取引の適合状況は、以下の通りです。

本取引のうち、支配株主との取引に該当する部分(当社取締役および監査役に対する割当てのうち 47 個)につきましては、その取引内容及び条件の妥当性を平成 21 年8 月 31 日開催の当社取締役会において審議の上、取締役会決議をもって取引条件を一般取引と同様の水準に決定しております。

なお、平成 21 年6 月 23 日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は以下のとおりです。

ソフトバンク株式会社は、当社議決権の59.8%(間接所有)を保有する実質的な親会社であります。

ソフトバンク株式会社は、議決権の過半数を保有する大株主として当社株主総会決議事項に影響及ぼす立場にありますが、当社では以下のとおり、ソフトバンク株式会社(親会社)からの独立性を確保しております。

- ・ソフトバンク株式会社(親会社)が定めた「ソフトバンクグループ憲章」において、グループ全体の企業価値の最大化を鑑みながら、自主独立の精神のもと、それぞれが各自の企業目的の達成を目指すものとしており、当社はこの憲章に沿った事業活動を展開しております。
- ・当社の事業運営面における経営判断や資金調達等については、親会社からの承認事項・制約などはなく、当社独自の判断で行っております。
- ・当社では、独自の事業計画のもとソフトバンクグループとの取引を行っておりますが、その取引条件の決定は、市場価格を勘案し、当社と関連を有しない企業と同等の取引関係を維持しております。また、これらの取引金額は、当社の連結売上高や外部へ支払う費用の規模から比較して軽微な金額であります。
- ・当社では、法令に定められた事項その他の重要な執行業務については、取締役会において、社外取締役、社外監査役の意見を踏まえながら、十分に議論を尽くした上で決定しております。また、ソフトバンク株式会社(親会社)の社員である役員の員数は、10名中2名であり当社の経営

判断を妨げるものではなく、親会社からの独立性は確保されていると判断しております。

[ご参考]

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成21年5月21日 |
| (2) 定時株主総会の決議日 | 平成21年6月20日 |

以上